

第3章 本質的価値

1. 弘道館の特徴

弘道館の概要及び歴史的変遷を踏まえ、弘道館の特徴を以下に整理する。

①国内最大級の近世の教育施設

- ・弘道館は、天保12年（1841）に仮開館し、安政4年（1857）5月9日に本開館した藩校であり、開館時期は全国の諸藩のなかではかなり遅い方であるが、その規模は、軍事に重点がおかれつつあった幕末を反映して調練場、砲場や馬場など武芸施設を充実させたことにより国内最大級の藩校敷地であった。

②「弘道館記」に記された建学精神

- ・藩校弘道館の建学精神は、設立前に徳川斉昭の名で公表した「弘道館記」に示されている。それには、神儒一致、忠孝一致、文武一致、学問・事業一致、治教一致の5つが重要綱目として立てられ、現実の社会生活や政治に有用な学問と武芸の修得を基本とすべきことが明示されている。

③建学精神に基づく教育の展開

- ・弘道館では、学問・事業一致及び治教一致の理念に基づき、藩の重職らが学館運営を統轄し、教授も藩士が職務を兼ねることになっていた。また、文武課業法を導入して藩士子弟の一層の向上を図ろうとし、藩学出席強制日数を設定し、それに試験や賞罰規定を加え、継続的に資質向上を図るシステムになっていた。
- ・水戸藩では郷校で郷医研修を行っていたが、新たにその中心機関として弘道館に医学館が設置された。医学館では、徳川斉昭が「贊天堂記」に示した、医学館から日本のあるべき医学・医療体制を発信したいという大きな抱負に基づき、医学、製薬の教育、研究が行われた。その内容は多岐にわたるものであり、実践のための治療所や養牛場、薬草園などの様々な施設が整えられていた。後に種痘の実施など、医療政策の中心的役割も担うことになった。医学は、特に文化・文政以後盛んに全国の藩校の学科目として編入されたが、弘道館の医学館は、規模や機能的な面で斬新なものであり、その位置も構内南側の中央部に配しており、重要な位置付けであったといえる。

④建学精神に基づく敷地構成

- ・弘道館の敷地は、土塀や堀等の境界施設によって6区画に分割することができ、学校御殿を挟んで文館と武館の並ぶ配置は文武一致の、また敷地中央の聖域は神儒一致の、それぞれ創設者徳川斉昭が掲げた建学精神を示していると考えられ、「弘道館記」の精神を建物の配置の上にも表現しようとしたことがうかがえる。
- ・聖域には、建学精神を刻んだ弘道館記碑を納めた八卦堂を弘道館の敷地全体の中央に配置し、神儒一致を示す鹿島神社と孔子廟が併置されている。学神として孔子を奉祀することが多かった当時の藩校のなかで、藩校内に神社を併置したことは弘道館の特徴のひとつとなっている。また、孔子廟は孔子の出生地曲阜の方角である北西向きに、鹿島神社は鹿島にある本社鹿島神宮と同じ北向きに配していると考えられるなど、建物の方角も重要な意味を持っており、敷地中央の聖域は、弘道館のなかでも最も重要な区画として位置付けられる。

⑤近世の藩校の代表例

- ・天保から安政にかけて全国に広まった水戸の学問の影響により、他藩から多くの遊学者が水戸を訪れた。そして、弘道館の独特的な教育方針の影響を受け、藩校運営の見本とした藩もあった。また、水戸藩で編纂された書物は、多くの藩校で教科書として用いられており、水戸藩の教育は全国の諸藩の教育にも影響を与えていた。
- ・藩校は、近世前期の儒学中心の藩校から時代の要請を経て徐々に変化していき、近世後期には実学の発展や西洋文化の導入等により、近代学校へと発展していった。弘道館は、国内最大の敷地面積を持つだけでなく、施設の種類・職制ともに充実していた近世後期の藩校の代表的な存在であった。

⑥偕楽園と一体となった六芸実践の場

- ・弘道館の仮開館の1年後、天保13年（1842）に開園した偕楽園は、「一張一弛」の考え方を中心におき、弘道館での「一張」と偕楽園での「一弛」は不即不離の関係にあった。弘道館は、修業の暇に休養する施設である偕楽園と一緒に六芸（礼〔儀礼〕・樂〔音楽〕・射〔弓術〕・御〔馬術〕・書〔習字〕・数〔算数〕）の実践の場として関連性が高い施設である。

⑦藩政争の舞台

- ・弘道館の開館以降、水戸藩内の政治上の対立が激化して、弘道館内にもその対立が持ち込まれ、明治元年（1868）10月、幕末政争最後の決戦となった弘道館の戦いが起こった。この戦いで構内に立ち並ぶ文館、武館、医学館、天文台など施設の大半が焼失した。正門や正庁の柱には、弘道館の戦いで受けた弾痕が現在でも確認できる。

⑧茨城県の政治・行政の中心地

- ・弘道館は、明治4年（1871）の廃藩置県に伴って翌5年1月29日に正庁、至善堂に茨城県庁が置かれた後、8月3日の「学制」発布で藩校としての役割を終え、12月8日に閉鎖された。以降、県庁舎が現在の笠原町へ移転される平成11年（1999）までの約130年間、弘道館跡地は茨城県の政治・行政の中心地であった。
- ・陸軍省が直轄していた明治初期に、弘道館跡地は内務省の直轄に所管替えをし、半分を県庁敷地として県庁舎を新設し、半分を公園敷地として確保した。公園敷地は、藩校弘道館の跡地を名勝として永く公園として保存したいという市民の切望を受け、荒れ果てていた正庁その他の施設の修理や園地の整備を行い、明治18年（1885）に公園（「水戸第二公園」）として開園式が行われた。
- ・弘道館跡地内に県庁舎が新設された後、正庁、至善堂は様々な教育施設の役割を担ったほか、公会堂的な施設として市民の各種集会や会合、「水戸学」関係の研究・教育団体に利用された。

⑨弘道館に関する多くの史資料や調査・研究

- ・藩校時代の日誌や書籍類をはじめ、「弘道館全図」などの古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した『水戸弘道館雑志』、『水戸弘道館大観』などの文献等、藩校時代の姿を伝える史資料が多く残っている。
- ・弘道館は、明治・大正時代から多くの人々の調査・研究対象となり、郷土史関係だけでなく、水戸藩全体も含めた近世の学問や教育をテーマとした数多くの研究成果がまとめられ、現在も人々の研究対象となっている。また、近年においても、文化財としての価値を保存・活用していくための調査が実施されている。

⑩史跡・都市公園としての保存と活用

- ・弘道館跡地は、大正 11 年（1922）に史跡指定を受けた後、昭和 20 年（1945）の水戸空襲により八卦堂、孔子廟、鹿島神社が焼失したものの、昭和 32 年（1957）には茨城県都市公園条例により都市公園に指定された。そして、昭和 27 年（1952）に「旧弘道館」として特別史跡指定を受けた。
- ・特別史跡指定地内には、水戸空襲の際に市民の消火活動により焼失を免れた正庁のほか、至善堂、孔子廟表門（戟門）、学生警鐘、番所、弘道館記碑などの石碑が現在でも残っている。また、指定地周辺には、西側に藩校時代の弘道館の領域を示す堀や土塁が残るほか、茨城県の政治・行政の中心地であった当時の建造物である茨城県三の丸庁舎（旧県庁舎）などがそれぞれの時代の物証として残っている。
- ・特別史跡指定後は、指定地内の様々な建造物の修復または復元などが実施されている。昭和 28 年（1953）八卦堂の復元、同 34 年（1959）正門の解体修理、同 38 年（1963）正庁、至善堂などの修理及び国老詰所、通用門、土壠などの復元、昭和 45 年（1970）孔子廟が復元され、同 49 年（1974）には鹿島神社社殿も伊勢神宮内宮別宮旧殿の特別譲与により翌年に竣工している。特に八卦堂の復元は、同じく昭和 20 年（1945）の水戸空襲で焼失し昭和 30 年（1955）から 3 年かけて復元された偕楽園の好文亭よりも早い時期に復元されており、重要な施設として認識されていたことがうかがえる。
- ・平成 23 年（2011）の東日本大震災により、特別史跡指定地内の建造物の多くが甚大な被害を受けたが、復旧工事が行われ、平成 26 年（2014）3 月に全面復旧した。そして、平成 27 年（2015）には、「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」として、足利市、備前市、日田市や水戸市内の教育遺産とともに日本遺産に認定された。
- ・現在、弘道館公園は、水戸の梅まつりの会場のひとつとして活用されており、まつり期間中は正門の開放やライトアップ、和楽演奏、公開講座等のイベントを実施しているほか、八卦堂、孔子廟の特別公開や、市民団体による「弘道館 親と子の論語塾」等の定期的なイベントを実施し、また弘道館事務所の企画として江戸時代の授業体験や書写体験など体験型のイベントに力を注ぎ、水戸市民をはじめ多くの人々に利用されている。

2. 「旧弘道館」の本質的価値

「旧弘道館」の藩校創建後から現在までの土地利用や機能の変遷を踏まえると、大きく以下のようないくつかの時代に区分することができ、各時代にはそれぞれの価値が付加されてきたと評価できる（表3-1）。

表3-1：「旧弘道館」の時代区分と各時代の価値

時代	各時代の価値
藩校の時代（江戸後期～明治初期）	我が国の代表的な藩校としての価値等
行政・教育・公園施設の時代（明治～大正時代）	我が国の代表的な藩校としての価値等 茨城県の行政の中心地としての価値等
史跡・都市公園（歴史公園）の時代（大正時代～現在）	我が国の代表的な藩校としての価値等 茨城県の行政の中心地としての価値等 地域の公園としての価値等

指定説明文（解説）には、「旧弘道館」は藩校時代の建造物や石碑が遺存し、遺構からも当時の姿を窺い知ることができる点と、「著名な藩学としてまた江戸時代に盛行しその文運に貢献するところの多かった藩学の代表的なもの」である点が示され、「学術上の価値が極めて高い」史跡としており、藩校の時代を評価して文化財に指定しているといえる。

この指定説明文と弘道館の特徴を踏まえ、「旧弘道館」の本質的価値を右のように設定する。

表3-2：「旧弘道館」の時代区分と各時代の価値評価

時代区分	江戸		明治				
		藩校の時代 (江戸後期～明治)	行政・教育・公園施設の時代 (明治～大正)				
評価		我が国の代表的な藩校 としての価値	(我が国の代表的な藩校の 物証としての価値) →			茨城県の行政の中心地 としての価値	
歴史的変遷	▲ 天保 9 (1838) 「弘道館記」 の公表	▲ 天保 12 (1841) 仮開館	▲ 安政 4 (1857) 本開館 【弘道館の施設、 制度が整う】	▲ 明治元 (1868) 弘道館 の戦い	▲ 明治 5 (1872) 弘道館閉鎖・ 県庁開設	▲ 明治 14 (1881) 公園認可 元調練場に 県庁新築	明治 15 (1882)
各時代の物証の例	藩校時代の物証となる施設等 <ul style="list-style-type: none"> ● 建造物（正序、至善堂、正門、孔子廟表門、学生警鐘、番所） ● 土壘、地下遺構 ● 石碑類（弘道館記碑、種梅記碑等） ● 樹木（椎の木、神木鈴梅等）等 			行政・教育・公園施設時代の物証となる 施設等 <ul style="list-style-type: none"> ● 県庁や学校に使用された建造物（正序、至善堂等） ● 庁舎建造物（三の丸庁舎等）※指定地外 			

<本質的価値>

近世の教育施設である藩校は江戸時代の学問・教育の発展に貢献しており、弘道館はその中の代表的な例である。

- 弘道館は、全国の藩校のなかではかなり遅い時代の開設であるが、その敷地の規模は国内最大級であり、独自の教育理念を掲げた藩校であった。
- 「弘道館記」に示された創建者徳川斉昭の建学精神は、教育だけでなく、学校運営や敷地構成にも反映されており、その特色ある建学精神や教育方針は、他藩の藩校に影響を与えた。

「旧弘道館」は、創建当時の建造物や石碑等が現存し、遺構や史資料からも江戸時代当時に国内最大規模であった藩校の姿を窺い知ることができる。

- 弘道館の中心的存在であった学校御殿（正庁）等の建造物や弘道館の建学精神を記した弘道館記碑等の石碑が遺存しており、創建当時の景観を窺い知ることができる。
- 管理棟であった学校御殿の区画や、神儒一致を示す聖域等の土地利用や区画形態が残っており、創建当時の建学精神を反映した敷地構成を窺い知ることができる。
- 藩校時代の日誌や書籍類をはじめ、「弘道館全図」などの古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した文献等、藩校時代の姿を伝える史資料が多く残っている。
- 指定地周辺には、藩校時代の弘道館の領域を示す堀や土塁が現存し、江戸時代当時に国内最大であった弘道館の敷地規模を窺い知ることができる。

<本質的価値>

最大規模にして特色ある教育理念を掲げた著名な藩校

大正	昭和						平成				
	史跡・都市公園（歴史公園）の時代 (大正～現在)										
	●評価（史跡指定） ●評価（特別史跡指定）						●評価（重要文化財指定） → (物証としての価値) →				
	地域の公園としての価値										
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
大正 11 (1922)	昭和 20 (1945)	昭和 27 (1875)	昭和 28 (1876)	昭和 32 (1957)	昭和 38 (1963)	昭和 39 (1964)	昭和 45 (1970)	昭和 50 (1975)	平成 11 (1999)	平成 23 (2011)	平成 26 (2014)
史跡指定 水戸空襲	特別史跡 指定 八卦堂 復元	都市公園 指定 昭和の 修理竣工	重要 文化財 指定 孔子廟 復元	鹿島神 社社殿 竣工	県庁 移転	東日本 震災	復旧				
復元・再建されることで、藩校時代の物証的存在となった施設等											
●復元建造物(八卦堂、通用門、国老詰所、孔子廟等)											
●鹿島神社に関する施設(社殿、大鳥居、社務所等) 等											
史跡・都市公園の時代(都市公園指定 前)の物証となる施設等				史跡・都市公園の時代(都市公園指定後) の物証となる施設等							
●公園施設(テニスコート) 等				●公園施設(管理事務所、倉庫、公衆便所、駐車場等)							
●鹿島神社に関する施設(社務所等) 等											

3. 構成要素

(1) 構成要素の整理の考え方

「旧弘道館」の本質的価値を的確に保存するためには、特別史跡を構成する諸要素（構成要素＝施設等）の価値に応じた適切な保存管理の方法と現状変更の取扱基準を定める必要があることから、「旧弘道館」に関する要素について、本質的価値との関係を評価し、以下のように分類する。

A-1: 本質的価値を構成する諸要素

「旧弘道館」の本質的価値を表す物証となるもので、原状を保存していく必要があるもの

- ・藩校時代から指定地内に残る施設等（歴史的建造物や石碑類、歴史的建造物跡、遺構）

A-2: 本質的価値に密接に関わる諸要素

「旧弘道館」の本質的価値を表す物証となるものであるが、後に新たに復元されたもの等で、保存が前提となるが、史実に基づき必要に応じて手を入れるもの

- ・復元された建造物（藩校時代以降に復元された建造物）
- ・藩校時代に存在していたものが機能はそのままで姿を変えて継続して存在するもの

(鹿島神社の社殿や大鳥居)

現在の鹿島神社の社殿（昭和 50 年〔1975〕）や大鳥居（昭和 60 年〔1985〕）は、特別史跡指定以降に建設されたものであるが、その存在自体は、「弘道館全図」にも描かれ、弘道館の建学精神の象徴で聖域であった「第 3 区画」に位置する重要な要素として位置付けられる。そのため、藩校時代から姿や位置が変化しているが、本質的価値を表す物証となる「本質的価値に密接に関わる諸要素」として位置付ける。

大径木等の樹木については、文献等に記載がないことから植樹時期が確定できないため、藩校時代の樹木と推測される神木鈴梅や椎の木についても「本質的価値に密接に関わる諸要素」として位置付ける。

B : 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（他の要素）

「旧弘道館」の本質的価値には直接関係ないもので、本質的価値の保存活用上必要なものは現状維持又は改善を図り、本質的価値の保存活用に支障を与える又は必要が無いものについては撤去等も検討するもの

- ・公園施設

C : 指定地の周辺地域を構成する諸要素

特別史跡指定地外であるが、「弘道館全図」に示された藩校時代の範囲内やその周辺にあり、「旧弘道館」の保存活用に係る周辺の施設等として、保存・活用のあり方を示すことが望まれるもの

- ・弘道館に関連する施設等
- ・他の施設等

(2) 構成要素の分類

「旧弘道館」は、昭和 27 年（1875）の状況が評価されて特別史跡に指定されているため、指定時に存在していた要素は評価を得ていると考えることができる。

しかし、藩校の時代を本質的価値として捉えた場合、近代以降に設置された施設等の中には、本質的価値の保存活用に相応しくない要素として考えられるものも含まれる可能性がある。

そのため、「旧弘道館」を構成する諸要素について、設置された時期により、藩校の時代及び特別史跡指定前と後で区分し、次のように本質的価値との関係を整理する。

表 3-3：「旧弘道館」の時代区分・各時代の価値評価と構成要素の整理

時代区分	江戸		明治				
		藩校の時代 (江戸後期～明治)	行政・教育・公園施設の時代 (明治～大正)				
本質的 価値		我が国の代表的な藩校 としての価値		(我が国の代表的な藩校 の物証としての価値) →			
歴史的 変遷	▲ 天保 9 (1838) 「弘道館記」 の公表	▲ 天保 12 (1841) 仮開館	▲ 安政 4 (1857) 本開館 【弘道館の施設、 制度が整う】	▲ 明治元 (1868) 弘道館 の戦い	▲ 明治 5 (1872) 弘道館閉鎖・ 県庁開設	▲ 明治 14 (1881) 公園認可	▲ 明治 15 (1882) 元調練場に 県庁新築
要素分類		藩校時代から指定地内に残る施設等 ↓ A-1: 本質的価値を構成する諸要素		特別史跡指定前に整備 ↓ B: 本質的価値を構成する			
特別史跡を構成する要素	国所有	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的建造物(正庁【重要文化財】、至善堂【重要文化財】、正門附塀【重要文化財】、孔子廟表門、学生警鐘、番所) ●石碑類(弘道館記碑、種梅記碑) 					
	茨城県所有	<ul style="list-style-type: none"> ●地上遺構(堀・土塁) ●地下遺構※未調査 ●樹木(椎の木)※推測のため A-2 に分類 		<ul style="list-style-type: none"> ●公園施設(テニスコート) ※昭和 21 年 (1946) 頃から県職員の 福利厚生施設として使用 			
	鹿島神社有	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的建造物跡(式鳥居跡、井戸跡、手水石跡) ●石碑類(要石歌碑) ●地下遺構※未調査 ●樹木(神木鈴梅 等)※推測のため A-2 に 分類 		<ul style="list-style-type: none"> ●鹿島神社関連施設(石灯籠) ※大正 2 年 (1913) 奉納 			
周辺を構成する主な要素	「弘道館全図」に示された範囲内 の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・土塁【県指定史跡】 ・地下遺構※未調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県三の丸庁舎(旧県庁舎) 			
	「弘道館全図」に示された範囲内 の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・堀【県指定史跡】 ・地下遺構※未調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市水道低区配水塔 【登録有形文化財(建造物)】 			

大正	昭和	平成									
史跡・都市公園（歴史公園）の時代 (大正～現在)											
●評価（史跡指定）	●評価（特別史跡指定）	●評価（重要文化財指定）									
▲ 大正 11 (1922) 史跡指定 水戸空襲 特別史跡 指定	▲ 昭和 20 (1945) 復元	▲ 昭和 27 (1875) 八卦堂 指定	▲ 昭和 28 (1876) 都市公園	▲ 昭和 32 (1957) 昭和の 修理 竣工	▲ 昭和 38 (1963) 昭和の 修理工事 竣工	▲ 昭和 39 (1964) 重要文化財 指定	▲ 昭和 45 (1970) 孔子廟 復元	▲ 昭和 50 (1975) 鹿島神社 社殿竣工	▲ 平成 11 (1999) 県庁が 移転	▲ 平成 23 (2011) 東日本 大震災	▲ 平成 26 (2014) 震災 復旧
された施設等	特別史跡指定後に整備された施設等 ↓ A-2: 本質的価値に密接に関わる諸要素 B: 本質的価値を構成する諸要素以外の要素(その他の要素)										
	<ul style="list-style-type: none"> ●復元建造物等(八卦堂, 通用門, 国老詰所, 正庁の便所・湯殿, 至善堂の便所, 孔子廟, 土壙, 井戸屋形, 対試場) ●石碑類(貞芳院桜の歌碑) ●樹木(要石歌碑脇の楠, 梅の木, 正庁玄関前のお手植えの松・左近の桜) 										
	<ul style="list-style-type: none"> ●公園施設(管理事務所, 倉庫・作業員詰所, 公衆便所, 駐車場, 藤棚, 園路, 水飲, 標識類, 塀・柵類, 照明灯, ベンチ, 植栽等), 売店(設置許可) 										
	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿島神社関連施設(鹿島神社社殿【水戸市指定建造物】, 大鳥居) 										
	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿島神社関連施設(社務所, 御神輿殿・水屋等の建造物, 狶犬等の石造物等) ●樹木(梅の木) 										
	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県立図書館 ・三の丸駐車場 ・水戸市役所三の丸臨時庁舎 ・水戸市立三の丸小学校 ・水戸市三の丸市民センター 										
	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸東武館【水戸市指定建造物】 ※水戸空襲で焼失した後, 昭和 28 年 (1953) に道場・正門附塀を再建したもの ・水戸警察署 ・その他, 水戸地方裁判所等の公共施設, 住宅等の民間施設 										

<「旧弘道館」の構成要素>

構成要素の概要を踏まえ、「旧弘道館」の構成要素を以下に整理する。

特別史跡を構成する諸要素**A-1:本質的価値を構成する諸要素(藩校時代から残る施設等)**

— ア. 歴史的建造物

正庁【重要文化財】、至善堂【重要文化財】、正門附塀【重要文化財】、孔子廟表門、学生警鐘、番所
イ. 石碑類

弘道館記碑、種梅記碑、要石歌碑

— ウ. 歴史的建造物跡

式鳥居跡、井戸跡、手水石跡

— エ. 地上遺構

堀・土塁

— オ. 地下遺構

A-2:本質的価値に密接に関わる諸要素(後に復元又は姿が変わった施設等)

— ア. 復元建造物

八卦堂、通用門、国老詰所、正庁の便所・湯殿、至善堂の便所、孔子廟、土塀、井戸
屋形、対試場

— イ. 石造物(特別史跡指定後に指定地内に移設された石造物)

貞芳院桜の歌碑

— ウ. 樹木(大径木等)

お手植えの松、左近の桜、梅の木、要石歌碑脇の楠、椎の木、鈴梅

— エ. 鹿島神社関連施設(「弘道館全図」に示された神社建造物)

鹿島神社社殿【水戸市指定建造物】、大鳥居等

B:本質的価値を構成する諸要素以外の要素(公園施設等)

— ア. 公園施設

管理事務所、倉庫・作業員詰所、公衆便所、駐車場、藤棚、園路、水飲、標識類、塀・
柵類、照明灯、ベンチ、植栽等、売店(設置許可)、テニスコート

— イ. 鹿島神社関連施設

社務所、御神輿殿・水屋等の建造物、狛犬・石灯籠等の石造物等

指定地の周辺地域を構成する諸要素**C-1.「弘道館全図」に示された範囲内の主な要素**

— ア. 弘道館に関連する要素(土塁、茨城県三の丸庁舎(旧県庁舎)等)

— イ. その他の要素(茨城県立図書館、三の丸駐車場、水戸市立三の丸小学校、水戸市三の丸市民センター等)

C-2.「弘道館全図」に示された範囲周辺の主な要素

— ア. 弘道館に関連する要素(堀、水戸東武館等)

— イ. その他の要素(水戸市水道低区配水塔、水戸警察署等)